

通勤手当に関する判例評釈①

(明海大学事件 東京地立川支判平31.3.27 D1-Law.com判例体系(28272165))

横 山 均

1 はじめに

本年4月23日の長崎新聞で本学の教員に関する報道があった。内外で動揺が広がる中、筆者は、専門家による検討がないことを憂慮した。当該教員の非違行為の存否を本学の教職員に認識してもらうために、判例評釈の執筆に思い至った。100を超える通勤手当に関する判例に目を通し、当該報道の事例に当てはまるものを特定した。

筆者は、全国のレベルの学会における本学のプレゼンスを高めることを目標にしているため、本来は、第一法規、有斐閣、信山社など著名な法律専門誌にしか寄稿しない。しかし、本稿の目的に照らすと、本学の論集への寄稿が最適であることは明らかである。

判例評釈とは、判例について批評を加えた解釈である。判例評釈は、法曹関係者や法学研究者を対象にしている。このため、判例評釈には、専門用語が使われるだけでなく、主語と述語の対応関係を読み取ることが困難な超長文の判決文がそのまま引用されることも少なくない。本稿は、本学の教職員の理解を得るため、判決文に加筆又は修正を施した。併せて、事実関係や争点を分かりやすくするため、見出しや図を追加した。なお、本来は、大学法人名等をアルファベットにすべきところ、本件はネットで大学法人名等を特定されており¹、分かりやすくするため、具体名で表記した。

1 弁護士師子角允彬のブログ「通勤手当の不正受給と懲戒処分－就業規則の変更によらず用語の解釈を変更することは可能なのか」(2019年7月20日)。このブログの存在は、本学総務グループの村井幸輔リーダーから教示された。

2 事実

（1）被告と原告の関係

明海大学（被告）は、昭和45年、埼玉県坂戸市に「城西歯科大学」として開学した。昭和63年4月、明海大学は、千葉県浦安市に新たなキャンパスを開設して、外国語学部及び経済学部を設置したのを機に、その名称を明海大学に変更した。その後、明海大学は、平成17年4月、浦安キャンパスにホスピタリティ・ツーリズム学部を設置した。

原告は、昭和63年4月、浦安キャンパスに外国語学部を設置するのに伴い、明海大学に教育職員として採用された。原告は、平成17年4月にホスピタリティ・ツーリズム学部を設置するのに伴い同学部教授に昇格した。原告は、平成28年8月26日、満65歳となり、平成29年3月末日をもって明海大学を定年退職となる予定であった。

原告は、平成19年4月から平成29年2月までの間、明海大学に対して届け出ているH町宅から浦安キャンパスまでの自動車通勤手当として、合計572万6,600円の支払を受けた。

（2）明海大学における自動車通勤手当に関する規定等

学校法人明海大学給与規程（平成16年4月1日）15条1項（2号に掲げるものに限る）には、通勤のため自動車その他の交通用具を使用することを常例とする職員（通勤距離が2km未満の者を除く）に対して通勤手当を支給する旨の規定がある²。同条3項には、通勤手当の要件を欠くに至った者がある場合は、その事実の生じた日の翌月以降は、支給しない旨の規定がある³。同条4項には、職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給することができない旨の規定がある⁴。

明海大学通勤手当の支給要領（平成13年4月1日）及び学校法人明海大学通勤手当支給細則（平成25年4月1日）2条2項には、自動車等使用者への通勤手当の具体的な支給方法が規定されている。すなわち、自宅から勤務地までの通常利用する経済的かつ合理的と認められる通勤経路の実測距離（デジタルマップを使用）に応

2 長崎県公立大学法人職員賃金規程13条1項（2号に掲げるものに限る）にも、同旨の規定がある。

3 長崎県公立大学法人職員の通勤手当の支給に関する細則3条後段には、職員が住居、通勤経路又は通勤方法を変更した場合、理事長に届け出なければならない旨の規定がある。

4 長崎県公立大学法人職員の通勤手当の支給に関する細則22条にも、同旨の規定がある。

じて、所定の計算式により支給する旨の規定がある⁵。

(2) 原告が明海大学に提出した報告書

原告は、平成29年2月17日付けの報告書を明海大学に対し提出した。当該報告書には、次の①ないし③の記載がある。

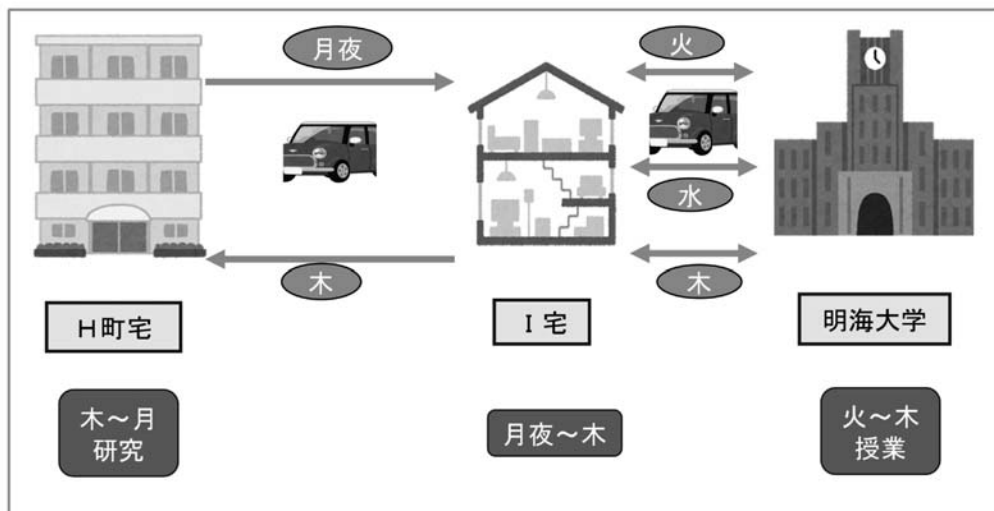
① 原告のいう通勤経路

原告は、昭和62年9月頃から、H町宅を購入し、住民票上の住所を置いている。原告は、平成19年3月までは、家族でH町宅に居住し、火曜日、水曜日及び木曜日の講義日には、H町宅から浦安キャンパスに自動車通勤していた。

原告の妻子が、子の就学や身内の不幸等の理由により、妻の実家であるI宅で暮らすようになった。このため、原告は、平成19年4月以降、I宅からも浦安キャンパスに通勤するようになった。

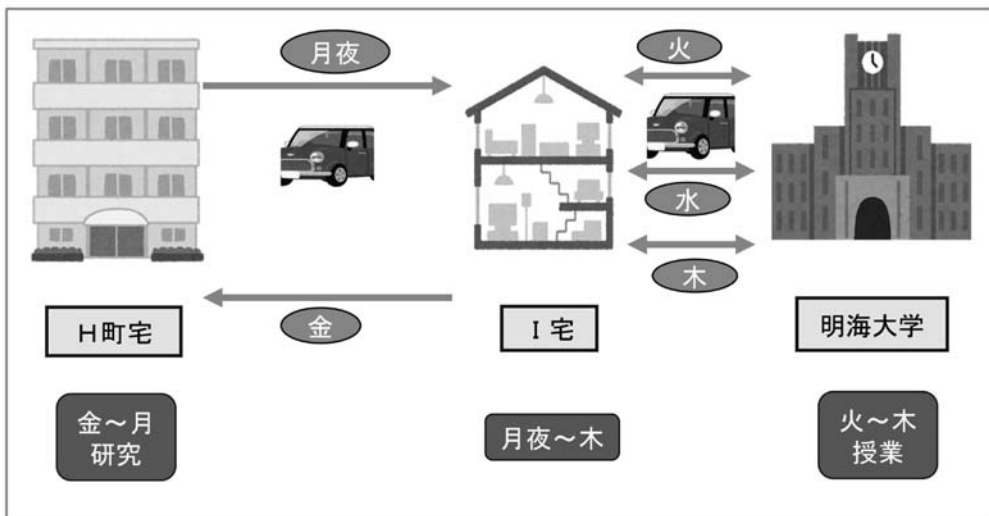
具体的には、原告は、木曜日の夜(平成19年4月～平成26年3月)又は金曜日(平成26年4月～平成29年2月)から、月曜日まではH町宅で生活・研究をしている。原告は、火曜日に1時限目の授業があるため、月曜日の夜にH町宅からI宅へ移動し、火曜日朝にI宅から浦安キャンパスに出勤している。また、水曜日については、原告は、I宅から浦安キャンパスに出勤し、浦安キャンパスからI宅に帰宅している。

図1 平成19年4月～平成26年3月における原告の通勤経路



5 長崎県立大学では、規定がない。

図2 平成26年4月～平成29年3月における原告の通勤経路



木曜日については、平成26年3月までは、原告は、往路はI宅から浦安キャンパスに出勤し、復路はI宅に立ち寄ってからH町宅に帰宅していた。同年4月以降は、原告は、I宅から出勤してI宅に帰宅し、金曜日にH町宅に帰宅するようになった。

以上の原告の通勤経路を整理すると、図1及び図2となる。

② 原告のいう生活の拠点

原告の住民登録地は、現在もH町宅であり、H町宅の住宅ローンの支払も継続しているほか、自家用車の登録もH町宅である。

そして、原告は、H町宅で週の大半を過ごすとともに研究を行っており、研究のための書籍や調査資料の多くもH町宅で保管している。

原告の生活の拠点及び研究の本拠地は、H町宅である。

③ 原告のいう大学への届出

原告は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を明海大学に提出して妻子の住所が変更になったことを届け出ていた。原告は、自身の住所地については明海大学に届け出ている住所地と変更はなかったところ、通勤経路はその届出住所地により一律に決められていると考えていた。

原告は、通勤経路の変更が必要な場合やその変更手続について知らなかった。原告は、仮に手続が必要な場合には、庶務課から不明点や必要書類についてその都度問い合わせがあるものと考えていた。

原告は、これらの事情から、H町宅から浦安キャンパスまでの自動車通勤手当の支給を受けていたものであって、意図的に不正を働いたものではないと主張した。

3 判旨

(1) 主文

明海大学（被告）は、原告に対し、2,513万9,488円及び年5分の割合による金員を支払え。

(2) 原告の生活実態、通勤実態等に関する認定事実

裁判所は、2(2)原告が明海大学に提出した報告書のほか、以下のとおり原告の生活実態、通勤実態等に関する認定事実を示している。

原告は、妻子がI宅に転居して以降、明海大学の研究費による購入図書の送付先を受領の便宜のため家族が常駐するI宅とし、研究費による図書購入の決済のため、その領収書等を明海大学に提出していた。

原告は、浦安キャンパスでの講義以外にも、オープンキャンパス、入学試験の試験監督、大学入試センター試験等の試験監督、教育後援会主催の地区教育懇談会、所属学部主催の保護者面談会や学生相談等の業務を行っていた。原告は、火曜日から木曜日以外の日に、これらの他の業務のためにH町宅から浦安キャンパスまで自動車出勤し、H町宅へ帰宅することもあった。

研究活動については、就業規則の要件の下に、自宅研修を含めて勤務の場所を離れて行ることが認められており、原告はH町宅で所有する文献を利用して研究活動を行うこともあった。

原告は、妻子がI宅へ転居した後も、H町宅には、従前のまま、電気、水道、ガス、ケーブルテレビ、電話、インターネット接続、パソコン、プリンター、エアコン、テレビ、冷蔵庫、台所設備などを維持しているほか、書籍等を書斎に保管している。また、H町宅には植木があるほか、原告はH町宅において熱帯魚(グッピー)等を飼育している。

原告は、妻子がI宅に転居した平成19年4月以降、平成29年2月にG庶務課長により通勤経路についての確認を受けるまでの間、自動車通勤の経路に関し、明海大学から指摘を受けたことはなかった。

(3) 原告に対する本件懲戒解雇等

明海大学は、平成29年2月21日に調査委員会を設置した。調査委員会は、同年3月1日の原告に対する事情聴取の後、原告は懲戒処分相当であるとの結論に達し、その旨を明海大学理事会に報告することとした。

明海大学は、平成29年3月15日付けの懲戒処分通知により、原告が、平成19年4月から平成29年2月までの間、本件大学への出勤日には、I宅から浦安キャンパスまで自動車通勤（自動車通勤距離片道14.6km）していたにもかかわらず、明海大学から、H町から浦安キャンパスまでの自動車通勤手当（自動車通勤距離片道57.3km）を不正に受給したとした。明海大学は、この期間中の不正受給金額がおおよそ398万300円に上るとした。

明海大学理事会は、原告の弁明を含め、その情状などを総合的に判断した結果、平成29年3月15日、就業規則に基づき、原告を懲戒解雇とし、原告に対して退職金を支給しないことを決定した旨を通知した。

原告は、平成29年3月17日をもって、明海大学を懲戒解雇となった。

(4) 原告の訴え

原告は、懲戒解雇は違法・無効であると主張して、明海大学に対して、退職金2,433万9,488円及び慰謝料300万円並びに年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた。

(5) 懲戒事由の存否（争点）

① 明海大学のいう「自宅」

明海大学は、支給要領及び支給細則にいう「自宅」とは、次のi～ivが相当であるとしている。

- i 本人の就業のための拠点であること
- ii 同拠点から勤務地に通勤することが常態となっていること
- iii 家族との同居や自己の起臥寝食の場であるといった「自宅」としての実質を備えていること
- iv 原則として通勤手当の額が最も少なくなる場所であること

明海大学は、原告の「自宅」が、遅くとも平成19年4月以降、H町宅からI宅となっているにもかかわらず、原告がその旨の届出をせず、平成19年4月から平成29年2月までの間、故意をもって、通勤手当の差額を不正に受給したものであるとして、懲戒事由に該当する旨を主張する。

② 「自宅」に関する裁判所の解釈 「自宅」＝通勤届等記載の住所地

支給要領及び支給細則のいう「自宅」について、これを定義付ける規定はない。また、明海大学が、職員に対し、その意義について説明したことはない。さらに、給与規程、支給要領及び支給細則の文言自体に照らしてみても、「自宅」の意義に

について、直ちに明海大学の主張する上記 i ～ iv のような解釈を採ることはできない。

むしろ、これまでの明海大学における支給要領及び支給細則の運用状況をみるに、明海大学は、通勤距離の測定に当たっては、通勤届等記載の住所地を自宅とみなして、これをスタート地点の住所とし、勤務先住所地をゴール地点の住所としてデジタルマップに入力している。明海大学は、従前、特段の調査をすることなく、本人が届け出ている通勤届等の記載に基づき、「自宅」や通勤経路を認定し、それを基に通勤手当を算定し、支給している。

これらの点からすれば、明海大学は、支給要領及び支給細則にいう「自宅」は通勤届等記載の住所地と同義のものとして運用してきたものといえる。

③ 「自宅」に関する裁判所の解釈 「自宅」＝住民票記載の住所地

就業規則によれば、明海大学の職員は、採用時に住民票記載事項証明書を提出し、住民票記載の住所地を申告することとなっている。現住所に変更があった場合に変更を届け出ることが義務付けられている。

この就業規則の規定に加え、届出の書式についても、自動車通勤手当の制度の導入以降は、住所届と通勤届が一体となった住所・氏名変更・通勤届の書式が利用されている。

このことから、通勤届等に記載する住所地は、原則として、住民票記載の住所地であるとして解釈、運用されてきたものといえる。

そうすると、明海大学においては、「自宅」と通勤届等記載の住所地、住民票記載の住所地は同義のものとして解釈、運用されてきたものというべきである。

④ 懲戒事由の存否に関する裁判所の判断

原告の「自宅」を検討するに、原告の住民票記載の住所地は、昭和62年9月頃以降、現在に至るまでH町宅であり、通勤届等にもその住所地を記載していたことからすれば、平成19年4月から平成29年2月までの間も、その「自宅」はH町であったといえることができる。

そして、上記の点に加え、原告のH町宅での生活実態があること、通勤実態についてみても、授業のある日に限っても週全体でみれば、原告はI宅を経由してH町宅と浦安キャンパスとの間を通勤しているとみることもできる。

その上、原告は授業以外の業務のために授業のない日にH町宅から浦安キャンパスまで出勤することもあったことを併せ考慮すれば、原告が、平成19年4月から平成29年2月までの間、H町から浦安キャンパスまでの通勤手当を受給したことが明らかに不当ということはいえない。

したがって、原告の通勤手当の受給行為は、懲戒事由に該当するものとはいえず、原告に被告の主張する懲戒事由は存しない。

4 解説

本件は、通勤手当の不正受給を理由に懲戒解雇となり、退職金の支給を受けられなくなった大学教授（原告）が、懲戒解雇は無効であるとして退職金等を請求した事案である。

本判決が注目されるのは、通勤手当の受給者において住所又は居所が複数ある場合、生活実態がある所が通勤手当の「自宅」になるとの判断を示したことである。

図1及び図2のとおり、原告は、H町宅と浦安キャンパスを週1往復している一方、I宅と浦安キャンパスを週3往復している。さらに、原告がH町宅で生活・研究をしているのは、平成26年3月～平成29年2月には木曜日の夜から月曜日までにとどまっている。平成26年4月～平成29年2月には、金曜日から月曜日までにとどまっている。他方、原告がI宅で滞在しているのは、平成26年3月～平成29年2月には月曜日の夜から木曜日に及ぶ。平成26年4月～平成29年2月には、月曜日の夜から金曜日にまでに及ぶ。このため、確かに、原告は、授業のある平日にはI宅に滞在し、授業のない週末の前後のみH町宅に戻っているものとみることもできる。

しかし、本判決では、原告はH町宅に生活実態があることから、週全体でみれば、原告はI宅を経由してH町宅と浦安キャンパスとの間を通勤しているとみることもできるとした。本判決では、H町宅に原告の生活実態があることの根拠として、たとえ妻子の居住がなくても、具体の生活実態を列挙するほか、原告の通勤届等記載及び住民票記載の住所地がH町宅であることを挙げた。

明海大学は、3(5)①i～ivのとおり、通勤手当の「自宅」について有権解釈を示した。確かに、この有権解釈は、社会通念上、必ずしも不当なものではないとみることができる。しかし、判決では、「自宅」について定義付ける規定はなく、明海大学が職員に対し通勤手当の意義について説明したことはないことから、この有権解釈を採ることはできないとした。本判決は、むしろ、明海大学においては、「自宅」は、通勤届等記載の住所地及び住民票記載の住所地を記載又は申告をするよう運用されていることを指摘した。その上で、本判決は、明海大学においては、「自宅」は通勤届等記載及び住民票記載の住所地と同義のものとして解釈、運用されてきたものとした。

5 冤罪事件の防止

(1) ハーベイ・ロードの前提

ハロッド (Roy Forbes Harrod) は、『ケインズ伝』の中で、ケインズの知的エリート観として、ハーベイ・ロードの前提を指摘した。一国の経済政策は、厳正に中立的な公共精神に富んだエリートにより策定され、一般大衆はこの政策決定を受け入れるという考え方である⁶。

大学の運営においても、関係の法令や実務について知見を有する専門家又は学ぶ意思のある教職員⁷が不可欠である。しかし、現実には、このような人は少なく、いたとしても大学の運営に携わることは稀である。このため、大学の運営者は、正当な行為であるにもかかわらず、非違行為として懲戒処分をするという「冤罪事件」を招くことがある。

(2) 岡山大学事件の概要

平成29年3月1日の山陽新聞のネット記事を見てみよう。見出しは、「通勤手当374万円を不正受給 岡山大が男性教授を懲戒処分」である。

岡山大学は、同日、大学院自然科学研究科の50代男性教授が5年8カ月分の通勤手当374万円を不正に受給していたとして、停職10日の懲戒処分にした。岡山大学によると、同教授は平成23年から平成28年にかけて、学内の宿泊施設を月の半分以上利用していたのに、県外の自宅から公共交通機関で通勤したとして毎月5万5千円を受け取った。平成28年7月、職員からの情報提供があり、発覚した。同教授は「遠距離通勤が体力的にきつくなった。悪意はなく、通勤手当に対する認識が誤っていた」などと説明した。同教授は、174万円を返納し、残りを分割して返納する意向を示していた。岡山大学は、同教授を刑事告訴はしないとした。宿泊施設は、学外講師らのために設けられ、1泊2,200～2,800円であった。同教授は、宿泊料を支払っていた。森田潔学長は、「深くおわびする。教職員への指導により、服務規律の徹底を図る」とのコメントを出した。

(3) 考察

報道からは、懲戒処分を受けた教授は、岡山大学の学内の宿泊施設を文字通り「寝泊り」に利用していたに過ぎないことは、見て取れる。当該宿泊施設は、同教授の

6 辻正次・竹内信仁・柳原光芳 編著『新版経済学辞典』中央経済出版社、2019年、340頁。

7 本判決は、本学総務課村井幸輔リーダーに教示された。

通勤届等記載の住所地でも、住民票記載の住所地でもない。本判決に照らすと、宿泊施設が、同教授の生活本拠であるはずがないことは、自明である。さらに、月全体でみれば、同教授は学内の宿泊施設を経由して自宅と岡山大学との間を通勤しているともみることのできるのである。

たとえ、専門領域でいかに優れた知見を有する方であっても、それ以外の領域では誤りを犯すリスクがあることを自覚すべきである。前世紀には世界のトップクラスにあった東京大学（2004年のQS世界大学ランキングは12位）から中央省庁に選ばれた「ハーベイ・ロード」たちを、20年余り、局長ないし課長等として率いていた自身も、決して例外ではない。冤罪事件を防止するために、大学の運営に携わる教職員は、専門領域以外の領域を真摯に学ぶ必要がある。